

○神石高原町ネーミングライツ事業実施要綱

令和7年9月1日

告示第188号

神石高原町ネーミングライツ事業実施要綱(令和7年神石高原町告示第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、町が所有する施設に対する命名権を民間事業者等に付与することにより、愛称が命名された当該施設の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに新たな自主財源の確保を図るためのネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 町の施設について、その全部又は一部に愛称を命名する権利をいう。
- (2) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した民間事業者等(以下「パートナー」という。)をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 パートナーからその対価として、金銭を徴収し、又は町の施設で利用可能な物品等若しくは役務の提供を受けることをいう。
- (4) 愛称 パートナーが命名した名称をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

2 町は、ネーミングライツ事業を導入した施設について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 町は、条例等に定める施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく町の条例等に定める施設の名称を使用するものとする。

(事業方式)

第4条 ネーミングライツ事業は、町があらかじめ施設を特定して募集する方式(以下「施設特定型」という。)又は施設を特定せず、民間事業者等からの企画提案を募集する方式(以下「企画提案型」という。)により実施するものとする。

2 施設特定型は、原則として公募によるものとし、対象施設ごとに募集要項

を定め、町ホームページ、広報紙等への掲載等により広く募集するものとする。ただし、町長が公募によることが適当でないと判断する施設については、公募によらないことができる。

- 3 企画提案型において、提案のあった施設が広く募集することにより、複数の応募が見込まれると町長が判断した場合は、施設特定型に移行することができる。

(パートナーの要件)

第5条 パートナーとなることができる民間事業者等は、法人格を有し、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者
- (2) 国及び地方公共団体から指名停止措置等を受けている者
- (3) 国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 神石高原町に納付すべき町税を滞納している者
- (5) 神石高原町暴力団排除条例（平成23年神石高原町条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有する者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者
- (10) 町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある者
- (11) その他町長が適当でないと認める者

(愛称の表記範囲)

第6条 ネーミングライツ事業によりパートナーが表記する愛称は、神石高原町広告掲載要綱（平成19年神石高原町告示第118号）及び広告掲載要綱に係る運用基準（平成31年神石高原町告示第15号）の規定に基づくものとする。

(対象施設)

第7条 ネーミングライツ事業の選定対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、公園その他施設等のうち、次の各号の条件を満たす施設で町長が適当と認めるものとする。ただし、役場庁舎、学校、病院、診療所、保育所、公

営住宅等は含まないものとする。

(1) ネーミングライツ事業により、施設等の設置目的が妨げられないものであること。

(2) 条例上の名称の決定の経緯に特段の事情がないものであること。

(3) その施設等の性格上、愛称を付すことにより町民生活へ混乱を招くおそれがないものであること。

(指定管理者との協議)

第8条 町長は、指定管理制度を導入している施設においてネーミングライツ事業を実施する場合は、その指定管理者と事前協議を行うものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第9条 パートナーにネーミングライツを付与する期間は、原則3年以上10年以下の期間で施設ごとに設定するものとする。

(ネーミングライツの対価)

第10条 パートナーから得る対価の額は、導入施設等の利用者数、知名度、維持管理及び運営に係る経費、他自治体における類似事例等を勘案し、総合的に検討して算定する。

2 企画提案型における対価は、金銭だけでなく、施設等で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供等も対象とするものとする。

(事前相談)

第11条 企画提案型に応募しようとする事業者は、ネーミングライツ事業事前相談申込書（様式第1号）を町長に提出し、愛称を提案する施設への愛称の導入の可否等についてあらかじめ確認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により愛称の導入の可否等について決定したときは、ネーミングライツ事業事前相談回答書（様式第2号）により相談者に通知するものとする。

(応募)

第12条 ネーミングライツ事業に応募を希望する民間事業者等（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(委員会の設置)

第13条 町長は、前条の応募者からパートナー候補者を選定するため、ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副町長、総務課長、未来創造課長、政策企画課長、対象施設の所管課長をもって組織し、副町長を委員長とする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

5 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委員会の役割)

第14条 委員会は、第5条から第8条及び別表の基準に基づき、応募者を審査、評価を行い、パートナー候補者を選定するものとする。

2 委員長は、選考結果及びパートナー候補者を町長へ報告するものとする。

(決定)

第15条 町長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を考慮し、パートナーを決定する。

2 町長は、パートナーを決定したときは、応募者に対し、ネーミングライツ事業採用（不採用）通知書（様式第5号）により通知する。

(契約の締結)

第16条 町長は、前条の規定により採用を決定したときは、当該採用に係る応募者とネーミングライツの付与、ネーミングライツの対価、契約期間その他必要事項を定めた契約を締結しなければならない。

(ネーミングライツの対価の納入等)

第17条 パートナーは、前条の規定により契約を締結したときは、当該契約期間の年度ごとに、町が指定する期日までにネーミングライツの対価として、金銭等の納入等をするものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、パートナーと協議の上、支払方法、納入時期等を別に定めることができる。

(契約の解除)

第18条 町長は、第16条の規定により契約を締結したパートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除し、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。この場合において、既納のネーミングライツの対価は返還しない。

(1) 指定期日までにネーミングライツの対価の納入がないとき。

(2) 虚偽の申込み又は不正の手段により応募したことが判明したとき。

(3) パートナーが第5条各号のいずれかに該当するとき。

(4) パートナーから契約解除の申出があったとき。

(5) パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(6) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により契約を解除し、ネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ事業取消通知書（様式第6号）によりパートナーに通知するものとする。

(費用の負担)

第19条 町長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、町ホームページ、広報誌等の公募に係る経費を負担し、その他の経費については、パートナーが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長とパートナーの協議により、費用の負担の内訳を変更することができるものとする。

3 契約期間満了及び前条の規定による契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーが負担する。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第14条関係)

評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
ネーミングライツの対価		・応募者中、応募金額(年額)が最高であるものを1位とし、50点を付与する。 ・他の応募者の得点は、最高応募金額を用いて、次の式により算出する。(少数第1位以下を四捨五入) ・応募者が1者のみの場合で応募金額が町希望額未満の場合は、最高応募金額を町希望額に読み替える。 ・(式) $50 \text{ 点} \times \frac{\text{応募金額}}{\text{最高応募金額}}$	50
委員 評価 項目	地域貢献度	町内に本店、支店又は営業所等を有するか ・審査基準はA～Cの3段階評価とする。※1	10
		町内での活動実績 ・審査基準はA～Eの5段階評価とする。※2	10
	愛称の適否	町民が親しみやすい愛称か ・審査基準はA～Eの5段階評価とする。※2	10
		施設の利用目的に照らして適当か ・審査基準はA～Eの5段階評価とする。※2	10
	経営の安定性	財務状況から見て経営は安定しているか ・審査基準はA～Eの5段階評価とする。※2	10

合計	100
----	-----

※1 A（本社所在）：10点、B（支店等所在）：5点、C（活動拠点なし）：0点

※2 A（非常に優れている）：10点、B（優れている）：8点、C（標準的）：6点、D（やや劣る）：4点、E（劣る）：2点

- ・ネーミングライツ対価評価項目と委員評価項目の合計点が多いものを候補者とする。
- ・委員評価項目については、各委員の評点を平均し、委員平均評点を算出する（小数点以下第2位四捨五入）。
- ・合計点数が同点であった場合は、委員会で協議して候補者を決定する。
- ・応募者が1者のみ場合には、評価結果をもとに委員会で協議して候補者とするかを決定する。